

守ろう、選挙ルール！

● 首長の権限

首長は、その地方公共団体の執行機関のすべてを統轄し、外部に対してはその地方公共団体を代表します。

そして首長は、当該地方公共団体の事務(団体事務)と、法令により定められた国などの機関の仕事(機関委任事務)を管理し、執行する権限があります。

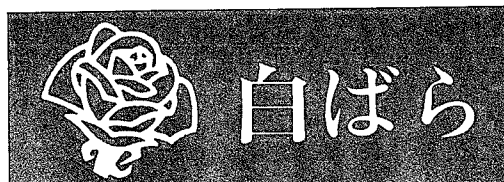
その権限の内には、(1)議会への議案の提出、(2)予算の編成と執行、(3)地方税などの課税と徴収などの重要なものがあります。

● 首長の地位

地方公共団体の首長、すなわち都道府県知事と市町村長とは住民によって直接選挙されます。

任期は4年で、原則として選挙の日から起算されます。選挙が任期満了日前に行われたときは、その任期が終わった日の翌日から起算されます。

あなたがひろげる
きれいな選挙



白ばらは明るい選挙のシンボルです

新津市明るい選挙推進協議会／新津市選挙管理委員会

● 長と議会との関係

議会の議員も首長も、ともに住民からの直接選挙によって選ばれますから、両者は対等の立場にあります。

こうすることによって、お互いの立場からする牽制と調和を期待し、地方公共団体の円滑な運営をはかろうとしているわけです。

しかし、両者がお互いに対立するときは、首長が議会の議決を拒否したり、議会が長の不信任の議決をすることができると、お互いに相手を牽制する手段が設けられており、それによって自主的な解決がはかれるようになっています。

白ばらの
心で選べ清い人

まもなく県知事選挙が始まろうとしています。3月31日に告示され、4月25日が投票日の予定です。

この選挙は、私たちの生活に直結する地方公共団体の政治の担い手を決める重要な選挙です。そこで今回は、地方公共団体のしくみについて簡単に説明してみましょう。

● 地方公共団体のしくみ

地方公共団体が、その仕事を公正に、能率よく行うために設けたそれぞれの組織を機関といいます。

機関を大きく分けてみると、地方公共団体として意思や方針を決めるための議決機関(議会)と、その決定に従って実際に行政の仕事をする執行機関とがあります。

執行機関の代表的なものは、都道府県の知事や市町村長ですが、そのほか選挙管理委員会とか教育委員会のように特定の行政を処理する行政委員会があります。

